

須賀川地方広域消防組合公告第 9 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び須賀川地方広域消防組合契約規則第2条の準用規定より準用する須賀川市契約規則（平成29年須賀川市規則第22号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和 5年10月 3日

須賀川地方広域消防組合
管理者 橋本 克也

1 制限付一般競争入札に付する事項	
(1) 工事番号	第 8 号
(2) 工事名	須賀川消防署耐煙訓練棟・訓練塔改修工事
(3) 工事場所	須賀川市丸田町153
(4) 工期	令和 5年10月24日（火） ～ 令和 6年 1月26日（金）
(5) 工事種別	改修工事
(6) 工事概要	屋上既存ワイヤー固定用アンカー基礎解体、ワイヤー固定用アンカー基礎新設
(7) 発注課担当係	須賀川地方広域消防本部 総務課財政係 TEL：0248-76-3113 FAX：0248-76-3148
2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項	
対象工事の入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。	
(1)	須賀川地方広域消防組管内市町村（須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町）のいずれかに入札参加資格を有する者で、当該期間において入札参加資格を有する者。
(2)	施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(3)	制限付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「入札参加資格確認申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、(1)で定める市町村から入札制限を受けていないこと。
(4)	須賀川地方広域消防組管内市町村に本店又は営業所（支店）を有する者であること。
(5)	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていること。
(6)	建設業法第26条の規定その他法令に違反しない技術者を適正に配置できること。
(7)	過去の一定期間（原則5年間、建築一式及び特殊工事については10年間）において、本工事と同種の工事について、国、都道府県、政令指定都市、市町村、公団・公社等の特殊法人発注の施工実績があること。この場合において、施工実績は、元請によるものとするが、それに相当する実績を有する場合も含むものとする。
(8)	会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。
(9)	市町村税の滞納がないこと。
3 入札参加の申込み	
入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を須賀川地方広域消防本部発注課に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。	
(1) 受付期間	令和 5年10月 3日（火） ～ 令和 5年10月17日（火） (土日、祝日を除く8時30分～17時15分)
(2) 受付場所	発注課担当係（須賀川地方広域消防本部、須賀川市丸田町153）
(3) 受付方法	持参もしくは郵送（※郵送の場合は確認のため発注課担当係に電話連絡すること。）
(4) その他	記載内容に変更が生じた場合は、受付期間中に再提出すること。
4 設計図書の閲覧	
(1) 閲覧場所	CD-ROMの貸出による（ホームページ掲載の入札参加手続きフロー図のとおり。）
(2) 閲覧期間	令和 5年10月 3日（火） ～ 令和 5年10月23日（月）
(3) 閲覧方法	CD-ROMの貸出による（ホームページ掲載の入札参加手続きフロー図のとおり。）
※入手した設計図書を対象工事の見積以外に使用しないこと（対象工事を落札し、工事現場で使用する場合を除く。）。また、入手した設計図書を第三者に譲渡、提供、貸借、閲覧に供しないこと。	

5 設計図書に関する質問の提出と回答	
(1) 質問の提出期間	令和 5年10月 3日 (火) ~ 令和 5年10月18日 (水) 午前中
(2) 質問の提出場所	発注課担当係 (指定様式を使用すること。FAXでも可。ただし電話連絡すること。)
(3) 回答方法	FAXにて回答する。
6 入札に参加する者に必要な資格の確認結果の通知等	
制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。(事前にFAXにより通知する。)	
入札参加資格がないとした場合は、審査結果通知書にその理由を記載する。	
7 入札参加資格の喪失	
入札に参加する者に必要な資格を有するとされた者が、2に掲げる条件に該当しなくなったとき又は入札申請書に虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、入札に参加する資格を喪失する。	
8 入札保証金	
免除する。	
9 入札執行日時	
(1) 入札日時	令和 5年10月23日 (月) 13時 30分
(2) 入札場所	須賀川地方広域消防本部 3階 入札会場
10 入札方法等	
(1) 入札方法	紙入札
(2) 入札書記載方法	入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(税抜き額)を入札書に記載すること。
(3) 工事費内訳書	第1回の入札に際し、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書(組合指定様式による。)を提出しなければならない。なお、要件を満たした工事費内訳書を提出しなかった場合は、失格とする。
(4) 最低制限価格	有
(5) 無効となる入札	<p>ア 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札</p> <p>イ 代理人による入札で、委任状を提出しない者がした入札</p> <p>ウ 入札に参加する者の記名及び押印を欠く入札(代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印)</p> <p>エ 金額を訂正した入札</p> <p>オ 誤字、脱字等により、意思表示が不明瞭である入札</p> <p>カ 同一の入札について、他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札</p> <p>キ 「資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札参加制限運用基準」により資本関係又は人的関係のある者同士がした入札</p> <p>ク その他入札に関する条件に違反した入札</p>
(6) 落札者の決定	<p>予定価格内で、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。</p> <p>なお、契約額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。</p>
(7) 再入札	<p>第1回の入札で落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、前回の入札において最低制限価格より低い価格の入札者は、参加できないものとする。</p> <p>また、再度入札の場合において、前回入札の最低価格より高い金額又は同額の入札は無効とする。</p>
11 契約に関する事項	
(1)	須賀川地方広域消防組合工事請負契約約款に基づき契約を締結する。
(2)	契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を受けたときに本契約が成立するものとする。
(3) 契約保証金	契約額の100分の10以上の額を納付すること。ただし、須賀川地方広域消防組合契約規則第2条の準用規定より準用する須賀川市契約規則第30条第1項の各号に掲げる場合においては、契約保証金の納付を免除することができる。
(4) 代金支払い方法	しゅん工検査後、適法な支払請求書を受領した日から40日以内に支払う。
(5) 入札留意事項	談合情報があり、信憑性のある情報と判断されるときは、事情聴取を行う。その結果、談合の事実があったと認められる場合は、入札を延期又は取り止める。また、談合の事実がないと認められる場合は、誓約書を提出後入札を執行する。
(6) 現場代理人	須賀川市発注工事における現場代理人の常駐義務緩和に関する運用基準を準用する。